

明 天 第 2 号

2026年(令和8年)5月26日

明 石 市 長 丸 谷 聡 子

(公印省略 政策局広報プロモーション室天文科学館)

### 明石市立天文科学館カップ式飲料自動販売機設置業者の公募について

明石市立天文科学館(以下、明石市)におけるカップ式飲料自動販売機(以下、自動販売機)について、設置業者を公募しますので希望される方は、下記により応募してください。

#### 記

#### 1 設置場所等の概要

(1) 設置場所(別紙、設置位置図参照)

明石市人丸町2番6号 明石市立天文科学館

14階展望室内(屋内・給排水設備なし)

(2) 公募する自動販売機台数

1台

(3) 設置面積

自動販売機部分 幅0.9m×奥行0.9m

回収ボックス部分 幅0.6m×奥行0.6m 計1.17㎡

(4) 設置期間

令和8年7月1日から令和13年3月31日まで

ただし、行政財産使用許可は1年ごとに更新するものとする。

※上記期間において、館内設備更新等による長期の臨時休館は予定していないが、急な設備工事等により臨時休館することになった際についても、その期間中の月額設置料は減額しない。

#### 2 応募要件(応募者は、次のすべての要件に該当する者)

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が応募申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

- (4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合わせ日までに指名停止処置を受けた場合は、応募資格を失うものとする。
- (5) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力を有すること。
- (6) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。（ただし、明石市税を納付する義務がない者についてはこの限りでない。）
- (7) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (9) 上記記載のほか、明石市広告掲載基準第4条による事業者でないこと。

### 3 設置条件

#### (1) 運営方法

設置業者は、自己の責任と費用負担により自動販売機を設置し管理すること。

#### (2) 自動販売機の仕様

ア 自動販売機及び回収ボックスが各設置面積の範囲内に収まる寸法であること（転倒防止板、据付部材等を含む）。

イ 自動販売機の販売品目は、お茶、コーヒー、紅茶等のカップ式飲料8品目以上とし、ホット&コールド式であること。

また、自動販売機の機能として、ミル挽き、ドリップ機能等によるコーヒーの提供ができること。

ウ アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

エ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

オ 自動販売機前面に故障時等の連絡先を明記すること。

カ 本市の施設として、良質なカップ式飲料を低廉な価格で供給できること。

キ 機械設置の際は当館の指示に従うとともに、据付部材や固定金具等を使用し、安全面に最大限配慮すること。

ク 設置場所には給排水設備がないため、内部タンク式など、水道工事不要で設置できること。

#### (3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

#### (4) 設置料

明石市が設定する予定価格（最低設置料）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価

格の見積りをおこなった金額を設置料とする。なお、この設置料には行政財産使用料を含むものとする。

支払い方法は、毎月払いとし、明石市が発行する納入通知書により市が指定する納期限までに納入すること。

(5) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、設置料と同様とする。電気料金については設置業者の負担において電力量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、明石市が定める電気料金単価（月毎に変動）を乗じて得た額とする。

※電気料金単価＝電力量料金＋燃料費調整額＋再エネ発電促進賦課金

(6) 使用上の制限

ア 設置業者は、公共施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ カップの回収ボックスを設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 現状を変更する場合には、明石市の許可を得ること。

(7) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、明石市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(8) 設置許可の取消し

明石市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、明石市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を明石市に請求することができない。

(9) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において明石市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、設置場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、設置業者の負担において明石市が行う。

(10) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(11) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(12) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。

イ 設置業者は、半期毎の販売数を書面（メール提出可）により報告すること。

(14) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置業者の責任において処理すること。

4 カップ式飲料自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより政策局広報プロモーション室天文科学館へ質問書（様式1）により提出してください。

ファクシミリ送信後、電話（078-919-5000）にて必ず着信確認を行ってください。

※電話での質問は受け付けできません。

令和8年5月26日（火）から令和8年6月2日（火）午後1時まで

FAX 078-919-6000

明石市立天文科学館 カップ式飲料自動販売機設置業者公募担当 宛

(2) 質問に対する回答

令和8年6月4日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和8年6月4日（木）午後1時に明石市ホームページに掲載するカップ式飲料自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。

なお応募される前に、設置場所の確認をしてください。現場説明会は行いません。

(1) 次に掲げる書類（以下、「申込書類等」という。）を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式4）を貼り付けてください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 見積書（様式5）

ウ 販売を行うとするカップ式飲料の品目リスト

エ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観カラー写真（2面以上。カタログの写しでも可）。

オ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

カ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 天文科学館への郵便物の必着期限は、令和8年6月9日（火）です。この必着期限を

過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより天文科学館へ公募型見積合せ応募確認書（様式3）を送付してください。

FAX 078-919-6000

明石市立天文科学館 カップ式飲料自動販売機設置業者公募担当 宛

## 6 見積方法

- (1) 見積金額は、月額設置料を記載してください。なお月額設置料には行政財産使用料を含みます。また、この月額設置料に消費税額は加算しません。
- (2) 予定価格（最低設置料）  
10,250円  
なお、見積にあたっては、予定価格（最低設置料）を下回らないようご注意ください。  
下回った場合は無効となります。
- (3)（参考）年間来館者数は約12万人、職員数は約25人。

## 7 設置業者選定方法

見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積をおこなった応募者を設置業者とします。  
なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

## 8 見積合わせ日時および場所

日時 令和8年6月11日（木）午前11時

場所 明石市立天文科学館2階 天文ルーム

## 9 見積合せ結果の公表

- (1) 見積合せの場所においては、一旦保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最高価格見積者から順次行い、見積参加要件を満たしていることが確認できた段階で設置業者を決定します。
- (3) 令和8年6月12日（金）から明石市ホームページにおいて公表します。

## 10 暴力団排除に関する誓約書の提出について

設置業者に選定された方について、設置料年額（見積金額の12カ月分）が200万円を超える場合には「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約締結日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。  
この場合において、見積合わせ・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求する

ことはできず、見積合わせ応募者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市登録業者の場合は、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

#### 11 その他

- (1) 応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (2) 緊急等やむを得ない理由等により、見積合わせを執行することができないと認められる場合は、見積合わせを停止、中止または取り消すことがあります。なお、この場合において、当該見積合わせに要した費用を明石市に請求することはできません。
- (3) 応募者は見積合わせ後、この公告文等および関係法令等の見積条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。